

船舶事故等調査報告書

平成23年12月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第37号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年8月11日 16時37分ごろ	
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼南方沖 喜屋武埼灯台から真方位166° 5.0海里（M）付近 （概位 北緯26° 00.0′ 東経127° 41.5′）	
事故等調査の経過	平成23年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 MELL SEMAKAU（アンティグア・バーブーダ国籍）、9,957トン 9406922（IMO番号）、W.Bockstiegel GmbH & Co.Reederei KG MS “Asian Hawk”（ドイツ連邦共和国） B 漁船 海鳳丸、6.6トン ON2-0999（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 航海士A（一等航海士、ウクライナ国籍）、外国免状（ウクライナ発給） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 右舷船首ペイント一部剥離 B 左舷船首舷側割損、左舷船首ブルワーク曲損、左舷船尾ビット折損、船橋左舷側天井曲損、マスト折損	
事故等の経過	A船は、船長ほか14人が乗り組み、喜屋武埼南方沖を速力約15.8ノット（kn）で南東進中、B船は、船長Bが1人で乗り組み、漁場移動のために約8knの速力で同沖を東進中、平成23年8月11日16時37分ごろA船の右舷船首とB船の左舷船尾とが衝突した。 航海士Aは、B船を約3M前方に認識していたが、小回りの効くB船がA船の進路を避けてくれるものと思い、同じ針路及び速力で航行した。 船長Bは、衝突の約30分ほど前に船尾方向の状況を確認し、視界も良かったのでレーダーを使用せず、前方の見張りのみを行っていたので、衝突するまでA船の存在に気付かなかった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3 海象：穏やか	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船は南東進中、B船は東進中、喜屋武埼南方沖において、両船が衝突したものと考えられる。 航海士Aは、B船がA船を避けてくれるものと思い込み、針路及び速力を保持して航行したものと考えられる。

	<p>船長Bは、レーダーを使用せず、前方にのみ注意を向け、適切な見張りを行っていなかったことから、A船の存在に気付かずに航行したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、喜屋武埼南方沖において、A船が南東進中、B船が東進中、航海士Aが、B船がA船を避けてくれるものと思い込み、針路及び速力を保持して航行し、また、船長Bが、適切な見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>